

(独)日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度

○ 災害共済給付制度とは

学校の管理下^{※1}における災害^{※2}に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センターが必要な給付を行なう制度です。本校では、生徒全員がこの制度に加入します。本制度に関する詳しい説明は、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページ^{※3}をご覧ください。

※1 学校の管理下とは・・・授業中・休み時間中・部活動中(休日の練習や試合、合宿なども含む)・課外活動中(修学旅行・林間学校など)・登下校中

※2 災害とは・・・負傷(捻挫・骨折・打撲・肉離れ・創傷・虫刺され・やけど等)、疾病(食中毒・熱中症・脳震盪等)、障害(負傷・疾病の治療後に残存した障害)、死亡(負傷・疾病に直接起因する死亡・突然死)

※3 独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページ

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/60/Default.aspx>

○ 給付申請の方法

- ・ 学校の管理下における災害が発生し、医療機関を受診した場合には、保健室まで連絡してください。給付申請に必要な書類をお渡しします。
- ・ 医療機関受診後、必要書類の記入が済みましたら速やかに保健室へ提出してください。保健室より日本スポーツ振興センターへ書類を提出し、申請手続きを行います。
- ・ 給付金は銀行振り込みで支払われます。
- ・ 在学中の災害による治療が卒業後も継続される場合には、卒業前に保健室へご相談ください。

注意事項

※災害の発生から2年以内に初回の申請がされなかった場合には無効となります。

※災害の状況などによって、給付がされなかったり、給付手続きに時間がかかり給付が遅れたりする場合があります。あらかじめご了承ください。